

※留意事項を必ず読んでから事業を開始して下さい。

こうち山の日推進事業（「緑の少年団」活動支援事業） 実施にあたっての留意事項

1. 事業実施前

（1）概算払い（前金払い）について

事業の完了までに経費など資金の確保が困難な場合は、交付決定金額の一部を概算払いを受け取ることができます。概算払いは、交付決定額の7割以内となっています。

概算払いを希望する場合は、「概算請求書（別記第6号様式）」にて、事務局に申請してください。

（2）参加者の募集や広報について

参加者を募集する手段は問いませんが、チラシの配布、募集案内の送付、SNS等により参加者を募集してください。

また、高知県森と緑の会のホームページやSNS、こうち山の日県民参加支援公式サイト「森・ヒト・こうち応援ネット」にて、決定された事業（内容、募集等）を紹介します。交付申請書に記載された内容を掲載しますが、日程等の詳細が決まり次第その情報を更新します。実施日や内容に変更が生じた場合は事務局にご連絡ください。

「高知県森と緑の会」ホームページ <https://www.moritomidori.com/>

「高知県森と緑の会」Facebook <https://www.facebook.com/moritomidori>



「高知県森と緑の会」Instagram <https://www.instagram.com/moritomidorinokai/>



「森・ヒト・こうち応援ネット」ホームページ <https://morihiito.jp/>

（3）「高知県の森林環境税」PRについて

参加者募集のためのチラシ・ポスター・パンフレット、または植樹の際の看板等を製作する場合は、高知県の森林環境税を活用した「こうち山の日推進事業」の補助事業であることや、こうち山の日キャラクターを掲載してください。

【例】



令和〇年度「こうち山の日推進事業」
この行事は、高知県の森林環境税を活用して実施しています。



こうち山の日 令和〇年度「こうち山の日推進事業」
高知県の森林環境税を活用し、〇〇(樹種)を〇本植樹しました。
団体名：〇〇市子ども会緑の少年団

※こうち山の日キャラクター「もりちゃん」の画像は当会ホームページからダウンロードしてください。

（注1）印刷物や看板等にこれらの記載がない場合は、減額されることがあります。

（注2）広報に要する費用は、活動の規模に応じて過大にならないように注意してください。

2. 事業の実施

(1) 延期について

参加者が募集人数を大幅に下回った場合は、減額される場合があります。参加者が少ないことが事前に分かっている場合は延期するなどし、参加者が増えるよう努力してください。

また、悪天候等で中止となった場合、それまでの準備等に経費が発生した場合も補助金は交付されません。あらかじめ延期日を設けるなどし、できるだけ実施してください。

(2) 安全対策・傷害保険等への加入

事業実施にあたっては、安全対策に十分配慮するとともに、必要に応じて傷害保険等への加入手続きを行ってください。

(3) のぼり旗の掲示・写真撮影

事業当日は、実施場所に「こうち山の日」の「のぼり旗」を掲示し、高知県の森林環境税を活用した「こうち山の日推進事業」で実施していることを周知してください。「のぼり旗」は、事務局（高知県森と緑の会）、高知県林業環境政策課、県林業事務所・林業振興事務所で貸し出しています。事前にいざれかに連絡の上、準備してください。

参加者や事業の様子など、事業の実施状況が分かる写真を撮影してください。当日はのぼり旗の写真も撮影してください。実績報告書に、添付が必要です。

複数回活動を行う場合も、毎回必ずのぼり旗の掲示と写真撮影を行ってください。



(4) 当日アンケートの実施

事業の実施状況や効果を知るため、参加者や指導員に感想や下記の森林環境税についてのアンケートを実施してください。

- ① この活動は高知県の森林環境税を活用した事業（こうち山の日推進事業）です。県民税に500円上乗せして納めている高知県の森林環境税をご存じですか。
- ② 高知県の森林環境税の使途やこうち山の日推進事業への要望等があればお聞かせください。

(5) 当日の取材

当日は、事務局が取材に伺う場合があります。その場合は、事前に事業の担当者にご連絡します。

3. 事業実施後

(1) 実績報告書の提出

事業が完了したら原則30日以内に「実績報告書（別記第3号様式）」及び「補助金請求書（別記第4号様式）」を提出してください。実施報告書には支払いを証明する書類（レシート等）の写し、アンケ

一ト回答の写しもしくは整理したもの、事業の様子やのぼり旗を写した写真、その他事業に関するもの（チラシ、マスコミ等で紹介された記事など）を添付してください。

報告書や添付書類の審査後、補助金を確定し「支払通知書」を送付します。通知書にある期日に補助金が振り込まれます。

（2）経費の使い方について

申請された経費はその内容まで審査します。原則として認められた科目・内容以外に補助金を使用できません。できるだけ計画に沿って事業を実施し、やむを得ない理由で申請されていない費用が発生する場合や申請時より単価が大きく変更となる場合は、事前に事務局にご相談ください。

事前に連絡がなく発生した経費は補助対象とならない場合があります。

（3）領収書について

領収日は交付決定日以降の日付が有効となります。

実績報告書には、補助対象・補助対象外問わず、すべての経費のレシート等の写しの添付が必要です。事業にかかるすべての経費のレシート、または領収書を必ずもらってください。

宛名は団体名を記入し、但し書きには支払い内容や内訳がわかるよう記載が必要です。宛名を記入するレシートにも必ず団体名を書いてもらってください。

振り込みの場合は、利用明細票に支出の根拠となる請求書や納品書等を必ず添付してください。高速道路を利用する場合も、領収書または利用明細等の添付が必要です。

講師謝金【例】

“上様”は不可。

宛名は団体名の正式名称で書いてもらってください。

領収日は**交付決定日から有効**となります。

領 収 証		令和〇年 1 1 月 1 1 日
<u>〇〇市子ども会緑の少年団</u> 様		
¥ 9, 0 0 0 -		
但し、1 1 月 1 1 日「△△△」木工講師謝金として 上記正に領収しました		
住所 高知市桟橋通口丁目△△番 氏名 森林 太郎 (印)		

但し書きは、**内容（物品購入の場合は、品目・単価・数量等）**が分かるように書いて
もらってください。

受領者が個人の場合、氏名の記入と**押印**も
忘れずにしてもらってください。

住所は必ず書
いてもらって
ください。

交通費（旅費）【例1】

領 収 証		令和〇年 1 1月 5 日
○○市子ども会緑の少年団様		
¥ 1, 363 -		
但し、11月5日「△△△」の事前準備（現地確認・打ち合わせ）交通費として 高知市桟橋通6丁目〇番地から土佐山田町大平80まで 往復47Km×29円		
上記正に領収しました		
住所 高知市桟橋通〇丁目△△番 氏名 森林 太郎 (印)		
但し書きは、内容が分かるように経路と距離数も記載して下さい。 距離はGoogle マップ等で検索し、経済的かつ合理的な経路として下さい。		

交通費（旅費）【例2】

領 収 証		令和〇年 1 1月 11 日			
○○市子ども会緑の少年団様					
活動日	用務内容	経路	距離数	単価	金額
11月5日	現地確認・ 打ち合わせ	桟橋通6丁目〇番地 ⇄ 土佐山田町大平80	47Km	29円	1,363円
11月11日	イベント 当日手伝い	桟橋通6丁目〇番地 ⇄ 土佐山田町大平80	47Km	29円	1,363円
上記正に領収しました			住所 高知市桟橋通〇丁目△番 氏名 森林 太郎 (印)		

（4）事業実施報告の掲載

実績報告書に記載された内容を、高知県森と緑の会のホームページやこうち山の日県民参加支援公式サイト「森・ヒト・こうち応援ネット」に掲載します。

4. 事業内容の変更・中止

事業内容が大きく変更となる場合は、「変更申請書（別記第2号様式）」の提出が必要です。事業の追加・中止、交付決定額の30%を超える減額となる場合は、すみやかに事務局に連絡し、変更申請書を提出してください。

5. 書類の保管について

事業に係る全ての証拠書類及び写真等は、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管してください。書類の検査に伺う場合があります。

【連絡先】公益社団法人高知県森と緑の会（担当：水田）
〒781-8010 高知市桟橋通6丁目7番43号
総合保健協会合同庁舎5階
TEL 088-855-3905 FAX 088-855-3906
E-mail mizuta@moritomidori.com